

# 公共施設等適正管理推進事業債の創設

## (1) 地方債概要

### ■ 対象事業

- 1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替事業
- 2) 個別施設計画に本庁舎の建替えを位置づけていること
- 3) 建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

### ■ 充当率等

起債対象経費			
交付税措置対象	交付税措置対象外 (資金手当)	一般財源	起債対象経費を超える部分 一般単独事業債 (充当率75%・ 交付税措置なし)
充当率 75%	15%	10% 基金の活用 が基本	
交付税措置 30%	交付税措置なし		

### ■ 事業年度

平成29年度から平成32年度